特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年8月19日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	国民健康保険に関する事務			
②事務の概要	・国民健康保険法に基づき以下の事務を行う。 ①社会保険離脱や転出入、又は、出生死亡等様々な資格異動に伴う被保険者資格の取得喪失の認定②医療機関等からのレセプトの審査及び医療機関等への保険者負担分の支払い③医療機関等からのレセプトにより高額療養費・療養費等支給※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。④出産育児一時金及び葬祭費の支給並びに第三者行為による損害賠償金の請求※公金受取口座利用希望の場合、公金受取口座情報等を情報提供ネットワークシステムより照会。⑤所得を元に軽減等の要件を適用した上での保険料計算及び賦課・徴収⑤「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「互民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金等」という。)でき託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)ので支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。のくオンライン資格確認等システムを機関という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を持て「医療保険者等向け中間サーバー等の運営を持て「医療保険者等向け中間サーバー等のでと解して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの表託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの表記を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの表記を受けて「医療保険者等の関係を対した被保険者資格で報とを組付けるために、機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。			
③システムの名称	 1. 国民健康保険システム 2. 収滞納管理システム 3. 中間サーバー 4. 団体内統合利用番号連携サーバー 5. 宛名管理システム 6. 次期国保総合システム及び国保情報集約システム 7. データ連携PC 8. 医療保険者等向け中間サーバー ※ 1.2.5.6及び7については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。 			
2. 特定個人情報ファイル				

- 1. 国民健康保険(賦課、資格、給付)情報ファイル 2. 収納情報ファイル 3. 滞納情報ファイル

3.	田	人番号の利	Ħ
Ο.		く田 ラッカル	π

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表44の項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13号 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 第69、70、71の項 (2)情報提供の根拠 第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、158、161及び173の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項			
5. 評価実施機関における	Leading to the second of the			
①部署	健康福祉部医療保険課			
②所属長の役職名	医療保険課長			
6. 他の評価実施機関				
_				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 健康福祉部医療保険課 電話:0596-21-5646			
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した				
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7年	F2月10日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か		₹2月10日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書					
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	[・] ・	れ重点項目評価語	書又は全項目評価書において、!	Jスク対策の詳細が記載 	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	ステムを通じたり	(手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて(2)十分である 3)課題が残されて(
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて(2)十分である 3)課題が残されて(
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通	じた提供を除く。)	[]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れて(2)十分である 3)課題が残されて(
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし		
7. 特定個人情報の保管・	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし		

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、国民健康保険事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・申請書に記載された個人情報及び本人情報のデータベースへの入力・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等
9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [〇]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	「 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		令和7年3月27日より前の変更箇所は別に管理			
令和7年3月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称		ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用 しているシステムを記載	事前	
令和7年3月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠		番号法第9条第1項別表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表における根拠を記載	事後	
令和7年3月27日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数、2取扱者数 いつの時点の判断か	令和2年6月1日時点	令和7年2月3日時点	事後	
令和7年3月27日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		項目の追加	事後	
令和7年3月27日	IVリスク対策 9.監査		内部監査の追加	事後	
令和7年3月27日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	